

公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター規程第1号

公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程を次のとおり定める。

平成23年1月12日

公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター評議員会

公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター（以下「本センター」という。）の定款第15条及び第33条の規定に基づき、本センターの役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とは、定款第12条に基き置かれる者をいう。（以下、役員及び評議員を「役員等」という。）
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本センターの非常勤役員及び評議員は無報酬とする。

- 2 常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員の報酬等は年額とし、その額の上限は500万円とする。
- 4 役員等には、役員賞与及び退職手当を支給しない。ただし、常勤役員には、賞与として前項の年額の範囲内で、基準日現在における報酬月額に、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「職員給与規程」という。）に準じた額を支給することができる。
- 5 非常勤役員には、特別な職務の対価として報酬を支給することができる。

6 非常勤役員の報酬は1日を単位とし、その額の上限は1万円とする。非常勤役員の報酬の基準は別表のとおりとする。

(報酬の額の決定)

第4条 本センターの常勤役員の報酬月額、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(定例報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法によって支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給するものとし、その詳細は職員給与規程に準ずるものとする。

(費用)

第7条 本センターは、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 本センターは、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、本センターの公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月11日から施行する。

別表（第3条関係）

非常勤役員の報酬の基準

時 間 数 等	報 酬 の 額
2時間未満	3,000円
2時間以上4時間以内	5,000円
4時間を超え6時間以内	7,500円
6時間を超え8時間以内	10,000円